

1 はじめに

(1) 振興方針の性格

県では、千葉県総合計画「～新しい千葉の時代を切り開く～」の具体的な取組を示す「千葉県農林水産業振興計画(令和4年度～7年度)」を策定しています。本振興方針は令和4年3月に策定されたこの振興計画を参考に、東葛飾地域の特色や実情を反映させたものとします。

本方針は、東葛飾地域の農林業のさらなる発展に向けた施策の内容を明らかにした上で、具体的な展開方法を定めた重点施策も含めたものであり、その実現に当たっては、市、農林関係団体、農林業者、市民の皆様の御理解・御協力をいただきながら進めていくこととします。

(2) 振興方針の目標

「千葉県総合計画」並びに「千葉県農林水産業振興計画」に準じ、次の「行政活動目標」並びに「数値目標」を本振興方針の目標とし、農林業者の所得向上を図ります。

項目(行政活動目標)	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
【次世代を担う人材の確保・育成】 新規就農者数(累積) 農業経営体育成セミナー修了生(累積) 次世代女性農業者の育成によるパートナーシップ型モデル経営体の育成	33名 11名 -	233名 86名 6戸
【農林業の成長力の強化】 人・農地プランの実質化数 担い手への農地利用集積率 スマート農業技術の導入件数(累計) 補助事業等を活用した園芸施設導入面積(累計) 経営改善計画に基づいた施設改善・新規設備の導入経営体(花き) 東葛飾地域酪農経営体1戸当たりの年間生乳生産量 長寿命化対策を行った農業水利施設の延長(令和3年度以降の長寿命化延長)	12地区 26.7% 59件 39,486m ² - 348,648kg/年 365m	26地区 51% 80件 70,000m ² 6戸 357,700kg/年 4,620m
【地域の特色を生かした都市農業の振興】 GAP手法により農薬の使用・管理等に取組む農業者数(累計) GAP取組産地数 農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取組む活動面積(累計) 市食育推進計画の計画的な更新	24名 一産地 1,378ha 8市	65名 4産地 1,378ha 9市

項目(基本施策の行政活動目標)	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
【森林・林業】		
新たに森林整備に取り組む講習会参加者数	11 名	11 名
森林環境譲与税を活用した木材利用に取り組む市数(累計)	2 市	4 市
企業や団体等による森林整備面積	14.70ha	16ha

項目(重点施策の数値目標)	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)
(1)次世代の都市農業を支える新たな担い手の育成		
50歳未満の認定新規就農者数(累計)	36 名	161 名
家族経営協定の共同申請を活用した50歳未満の認定農業者数(累計)	3 名	53 名
(2)都市農業の立地を生かした園芸産地の振興		
日本なし改植面積(累計)	87ha	187ha
ねぎ生産面積60a以上の経営体	24 戸	38 戸
主要なねぎ生産者における生産量	1,800t	1,900t
(3)将来に繋がる水田農業の展開		
大規模水稻経営体(10ha以上)12戸の経営面積の拡大(合計経営面積)	434ha	490ha
(4)森林環境譲与税を活用した市町村間の広域連携による森林整備等の推進		
森林環境譲与税を活用した市町村間の広域連携による森林整備等に取り組む市数(累計)	—	3 市

(3) 振興方針の構成

県農林水産業振興計画を参考として、東葛飾地域農林業振興方針については、都市部に位置するという特殊事情を勘案するとともに、20年先の地域の将来を見据え、限られた人的資源を集中し、地域の農業者が他産業並みの生活ができる状態を目指すとともに、令和3年度から始まる国営事業の「営農ビジョン」も踏まえながら、

「次世代を担う人材の確保・育成」

「農林業の成長力の強化」

「地域の特色を生かした都市農業の振興」

「災害等への危機管理強化」

「森林資源の循環利用」

の5つの基本施策を定め、その中でも早急に取り組むべき課題である、

「担い手育成」

「園芸産地の振興」

「水田農業の展開」

の3本を重点施策の大きな柱としました。

「担い手育成」については、新規就農者数をはるかに上回るペースで進行する離農者の増加が最大の課題であり、担い手の確保・育成が今後の地域農業の将来を左右することから、担い手確保を最重点課題と位置付けるとともに、農業者の技術力並びに収益力の強化による所得向上を図ります。

「園芸産地の振興」については、都市化の影響による営農環境の悪化、単一作物の連作による産地の生産力の低下等、不利な状況があるものの、消費者に近い有利な立地条件をフルに生かし、日本一の「なし産地の振興」と、近年若手農業者を中心に規模拡大の機運が見られる「ねぎを中心とした露地野菜の振興」の2点に注力し、生産力・収益力の強化を図ります。

「水田農業の展開」では、今年度から手賀沼周辺地域で開始される国営事業の「営農ビジョン」を基本とし、大規模水稻経営体の経営面積の拡大と、農地中間管理事業等の活用による農地利用集積とスマート農業技術の導入による省力化の推進、飼料用米の作付け推進等により、担い手が将来に渡って安定した経営を継続できる環境整備を進めます。

これらの振興方針の体系図は巻末に示す通りです。

(4) 振興方針の期間・進行管理

本振興方針の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とし、固定的なものとせず、地域の農林業を取り巻く状況の変化と、毎年度行う振興方針の実施状況の評価・点検により、必要に応じて適宜、見直しや修正を行うものとします。